



# 三重県公報

平成28年6月10日 (金)

第 2808 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
395	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
396	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
397	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(障がい福祉課)	2
398	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業廃止の届出	(同)	3
399	土壤汚染対策法の規定による要措置区域の指定	(大気・水環境課)	3
400	土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定	(同)	3
401	平成28年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市町行財政課)	4
402	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	(治山林道課)	4
403	区画漁業の免許	(水産資源課)	5
404	漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意	(水産経営課)	5
405	総合特別区域法の規定による指定法人の指定	(ものづくり推進課)	5
406	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	5
407	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	6
408	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	6
<b>公 告</b>			
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO課)	7
	特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨	(同)	7
	平成28年度三重県家畜商講習会を開催する旨	(畜産課)	8
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	9
<b>特定調達公告</b>			
	一般競争入札を行う旨	(管財課)	9

告 示
-----

## 三重県告示第 395 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

平成28年6月10日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2460290329	訪問看護ステーションこまち	四日市市中部 17 番 11 号	社会福祉法人悠和会	平成 28 年 6 月 1 日	訪問看護
2470205143	デイサービス 下之宮ルピナス	四日市市下之宮町 71-1 1 階	ゴールドエイジ株式会社	平成 28 年 6 月 1 日	通所介護
2470303096	デイサービスセンター・うさぎ	鈴鹿市三宅町 1700 番地	特定非営利活動法人まごころ	平成 28 年 6 月 1 日	通所介護
2470703238	第二デイサービスセンターなでしこ苑	松阪市川井町字中道 53 番地 4	社会福祉法人長寿会	平成 28 年 6 月 1 日	通所介護
2471301164	デイサービスつつじが丘	名張市つつじが丘北 5 番町 162 番地	社会福祉法人こもはら福祉会	平成 28 年 6 月 1 日	通所介護
2472701149	お茶の間デイサービスあしすと	多気郡多気町平谷 41-8	株式会社ケア・アシスト	平成 28 年 6 月 1 日	通所介護
2470703220	久保山の庵	松阪市久保町 1855 番地 113	社会福祉法人有徳会	平成 28 年 6 月 1 日	短期入所生活介護

## 三重県告示第 396 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

平成28年6月10日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2460290329	訪問看護ステーションこまち	四日市市中部 17 番 11 号	社会福祉法人悠和会	平成 28 年 6 月 1 日	介護予防訪問看護
2470205143	デイサービス 下之宮ルピナス	四日市市下之宮町 71-1 1 階	ゴールドエイジ株式会社	平成 28 年 6 月 1 日	介護予防通所介護
2470303096	デイサービスセンター・うさぎ	鈴鹿市三宅町 1700 番地	特定非営利活動法人まごころ	平成 28 年 6 月 1 日	介護予防通所介護
2470703212	久保山の庵	松阪市久保町 1855 番地 113	社会福祉法人有徳会	平成 28 年 6 月 1 日	介護予防通所介護
2470703238	第二デイサービスセンターなでしこ苑	松阪市川井町字中道 53 番地 4	社会福祉法人長寿会	平成 28 年 6 月 1 日	介護予防通所介護
2471301164	デイサービスつつじが丘	名張市つつじが丘北 5 番町 162 番地	社会福祉法人こもはら福祉会	平成 28 年 6 月 1 日	介護予防通所介護
2472701149	お茶の間デイサービスあしすと	多気郡多気町平谷 41-8	株式会社ケア・アシスト	平成 28 年 6 月 1 日	介護予防通所介護
2470703220	久保山の庵	松阪市久保町 1855 番地 113	社会福祉法人有徳会	平成 28 年 6 月 1 日	介護予防短期入所生活介護

## 三重県告示第 397 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成 28 年 6 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 年 月 日
2412900520	社会福祉法人洗心福祉会	津市本町 26 番地 13 号	阿児訪問介護ステーションシルバークア豊壽園	志摩市阿児町神明 878-78	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	平成 28 年 6 月 1 日
2412220291	特定非営利活動法人きずな会	三重郡菰野町大字菰野 8515 番地 9	きずなメイト	三重郡菰野町大字菰野 8515 番地 9	居宅介護	平成 28 年 6 月 1 日
2411200294	社会福祉法人伊賀昇会	伊賀市四十九町 2107	太陽作業所	伊賀市四十九町 2264-13	就労移行支援	平成 28 年 6 月 1 日

## 三重県告示第 398 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

平成 28 年 6 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃 止 年 月 日
2411200526	社会福祉法人伊賀昇会	伊賀市四十九町 2107	プレイヤーード作業所	伊賀市久米町 166-1	就労移行支援	平成 28 年 6 月 1 日
2411200252	特定非営利活動法人さんぼ倶楽部	伊賀市生琉里 3118 番地の 1	障がい者支援サービスさんぼくらぶ	伊賀市生琉里 3118 番地の 1	重度訪問介護	平成 28 年 6 月 30 日

## 三重県告示第 399 号

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 28 年 6 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 要措置区域

三重郡朝日町大字縄生字赤見田 2121 番 1 の一部

三重郡朝日町大字縄生字赤見田 2121 番 3 の一部

三重郡朝日町大字縄生字赤見田 2121 番 4 の一部

## 2 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合しない特定有害物質の種類

シス-1, 2-ジクロロエチレン

トリクロロエチレン

## 三重県告示第 400 号

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 28 年 6 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 形質変更時要届出区域

三重郡朝日町大字縄生字赤見田 2121 番 1 の一部

三重郡朝日町大字縄生字赤見田 2121 番 3 の一部

三重郡朝日町大字縄生字赤見田 2121 番 4 の一部

- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合しない特定有害物質の種類  
 ポリ塩化ビフェニル

**三重県告示第 401 号**

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

平成 28 年 6 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男子	筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目	募集期間	試験期日	採用時期
自衛官候補生	男子	平成 28 年 6 月 27 日（月）まで	平成 28 年 7 月 3 日（日）
			陸上自衛隊、航空自衛隊は平成 28 年 8 月下旬 海上自衛隊は平成 28 年 9 月下旬

3 応募資格

日本国籍を有し、陸上自衛隊、航空自衛隊は平成 28 年 8 月 1 日現在で 18 歳以上 27 歳未満の男子。

海上自衛隊は平成 28 年 9 月 1 日現在で 18 歳以上 27 歳未満の男子。

ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法若しくはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

募集種目	試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	男子	陸上自衛隊久居駐屯地
		津市久居新町 975

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2F
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

**三重県告示第 402 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 28 年 6 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 解除予定保安林の所在場所  
亀山市安坂山町字錐ヶ瀧 2902 の 369 から 2902 の 371 まで
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**三重県告示第 403 号**

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 10 条の規定により、平成 28 年 5 月 31 日、区画漁業（藻類及び貝類養殖業）を次のとおり免許しました。

平成 28 年 6 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 漁場計画の際の公示番号  
平成 28 年三重県告示第 61 号
- 2 漁業権者の名称及び住所並びに免許番号  
別冊のとおり  
「別冊」は省略し、三重県農林水産部水産資源課及び伊勢農林水産事務所水産室に備え置いて縦覧に供します。
- 3 免許の内容等  
平成 28 年三重県告示第 61 号

**三重県告示第 404 号**

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項の規定により告示します。

平成 28 年 6 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

長島町楠加入区

**三重県告示第 405 号**

総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり指定法人を指定しました。

平成 28 年 6 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

名 称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定有効期限
シンフォニアテクノロジー株式会社	東京都港区芝大門 1 丁目 1 番 30 号	平成 28 年 4 月 5 日	平成 29 年 3 月 31 日
株式会社加藤製作所	岐阜県各務原市各務東町 5 丁目 82 番地の 20	平成 28 年 5 月 16 日	平成 29 年 3 月 31 日

**三重県告示第 406 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 2 項の規定により提出があった意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 28 年 6 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) イオンタウン鈴鹿南玉垣

鈴鹿市南玉垣町 5520 番 1 ほか

2 意見を有する者から聴取した意見の概要

駐車需要の充足等交通に係る事項

近隣交差点の形状、現状の交通状況、通学路利用、周辺住民の交通安全の見地及び歩行者の安全確保のために、駐車場出入口⑦は封鎖すべきであり、その設置に反対する。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 28 年 6 月 10 日から同年 7 月 11 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 407 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 28 年 6 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

1 道路の種類 国道

2 路線名 477 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市曾井町字前門田 407 番 1 地先から 四日市市曾井町字前門田 406 番 8 地先まで	旧	25.00～25.00	15.30
	新	25.00～34.20	15.30

第 2

1 道路の種類 県道

2 路線名 平野亀山線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
鈴鹿市平野町字塚本 163 番 2 から 鈴鹿市和泉町字塚本 599 番 2 まで	旧	16.00～41.00	423.50
	新	16.00～32.50	423.50

第 3

1 道路の種類 県道

2 路線名 南勢磯部線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
志摩市磯部町下之郷字大矢 1574 番 4 から 志摩市磯部町下之郷字大矢 1751 番 2 まで	旧	10.70～14.30	63.10
	新	9.80～12.80	63.10

第 4

1 道路の種類 国道

2 路線名 368 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市安場字長谷 1641 番 4 地先から 名張市西田原字水越 490 番 4 地先まで	旧	22.60～54.87	78.10
	新	22.60～49.80	78.10

三重県告示第 408 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 28 年 6 月 10 日

三重県知事 鈴木英敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 平野亀山線	鈴鹿市平野町字塚本 164 番 3 から 鈴鹿市和泉町字塚本 599 番 2 まで	平成 28 年 6 月 10 日
国道 422 号	多気郡大台町滝谷字水谷横路 400 番 1 地先から 多気郡大台町滝谷字水谷横路 404 番 2 地先まで	平成 28 年 6 月 10 日
県道 鳥羽磯部線	鳥羽市堅子町字坂上 41 番から 鳥羽市堅子町字堂ノ田 68 番まで	平成 28 年 6 月 10 日

公 告
-----

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 28 年 7 月 31 日まで縦覧に供します。

平成 28 年 6 月 10 日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 申請のあった年月日  
平成 28 年 5 月 25 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 澤村榮治顕彰会
  - (2) 代表者の氏名  
牧戸 福司
  - (3) 主たる事務所の所在地  
伊勢市宇治今在家町 58 番地
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、澤村榮治の功績を顕彰することにより、次世代を担う子ども達から高齢者にいたるまでスポーツを愛する多くの人たちに対して、郷土の偉人を称えることでより一層の愛郷心を育み、社会教育の推進、まちづくりの推進、観光の振興、スポーツの振興、平和の推進、子どもの健全育成を図ることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 6 月 10 日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 認証年月日  
平成 28 年 5 月 30 日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 みらい工房
  - (2) 代表者の氏名  
栗野 仁博
  - (3) 主たる事務所の所在地  
伊賀市上野愛宕町 1831 番地の 8
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民、特に高齢者や障害者、青少年に対して、就労支援、健康増進、福祉拡充、地域振

興に関する事業を行い、活力ある地域社会の構築に貢献するとともに、それを通じて各々の自主自立を支援し、来るべき少子高齢化社会の基盤整備に寄与することを目的とする。

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成28年度三重県家畜商講習会を次のとおり開催しますので、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の2第1項の規定により公示します。

平成28年6月10日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 開催日時 平成28年8月3日（水）及び同月4日（木）の2日間  
午前9時から午後5時まで（2日目は午前9時から午後5時10分まで）
- 2 開催場所 松阪市嬉野町1444の1 三重県畜産研究所
- 3 受講対象者 家畜の取引の業務に従事しようとする者
- 4 講習科目及び時間  
家畜の取引に関する法令 4時間  
家畜の品種及び特徴 4時間  
家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 5 受講手続  
受講希望者は、受講申込書（別記様式第1号）に履歴書（申込前6か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景の写真を貼付したものを添えて提出してください。ただし、獣医師の免許を受けている者及び家畜人工授精師の免許を受けている者で講習時間の特例措置の適用を受けようとするものは、特例措置適用申請書（別記様式第2号）に獣医師免許証の写し又は家畜人工授精師免許証の写しを加えて提出してください。
- 6 受講手数料  
3,400円に相当する額の三重県収入証紙を受講申込書に貼り付け、納付してください（消印しないこと。）。
- 7 受講申込書の提出先及び受付期間  
(1) 提出先  
住所地为所管する三重県の農林（農政、農林水産）事務所  
(2) 受付期間  
平成28年7月8日まで  
(別記様式第1号)

家畜商講習会受講申込書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

生年月日

年 月 日

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定による講習会を受講したいので申し込みます。

（備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とし、縦長に使用する。）

（別記様式第2号（獣医師用））

講習時間の特例措置適用申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

生年月日

年 月 日

家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定により講習時間の特例措置を受けたいので、下記により申請します。



記

家畜商法施行規則第4条第1号に該当するため

(備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とし、縦長に使用する。)

(別記様式第2号(家畜人工授精師用))

講習時間の特例措置適用申請書

平成 年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

生年月日

年 月 日

家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定により講習時間の特例措置を受けたいので、下記により申請します。

記

家畜商法施行規則第4条第2号に該当するため

(備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とし、縦長に使用する。)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成28年6月10日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年 5月17日	松阪市高町字庵田551-5	松阪市湊町236 株式会社富士土地 代表取締役 林 弘 高
平成28年 5月17日	伊賀市蓮池字大北713-4ほか1筆ほか及び713-5地 先の一部	伊賀市蓮池804-2 山 本 尚 夫
平成28年 5月19日	松阪市泉町1339-1ほか2筆	松阪市西町283-1 創和ハウス株式会社 代表取締役 世 古 政 弘
平成28年 5月23日	名張市瀬古口字藤ノ木483-1ほか10筆	名張市桔梗が丘西3番町1街区29 株式会社ユウキホーム 代表取締役 森 孝 司
平成28年 5月25日	伊勢市野村町字里前5606-1ほか6筆	伊勢市小俣町明野1234 株式会社下村住建 代表取締役 下 村 尚
平成28年 5月26日	三重郡菰野町大字神森字南川原605-2ほか1筆ほか	三重郡菰野町大字神森446 柳 昭 広
平成28年 5月30日	松阪市櫛田町字東垣内892-1ほか1筆	鈴鹿市若松北2丁目2-16レジデンス若松202 太 田 貴 也 太 田 奈 緒 子

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第5条の規定により公告します。

平成28年6月10日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名

三重県公有財産管理システム再構築・運用保守業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

入札説明書（仕様書）は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）内の入札等情報公開システムから入手することができます。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成 33 年 9 月 30 日（木）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する場所とします。

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(3) 共同企業体（自主結成とします。）で参加の場合

ア 共同企業体協定書を締結していること。

イ 構成員の全てが(1)及び(2)に該当していること。

ウ 当該共同企業体の代表構成員は、構成員の中で出資比率が最も大きい者であること。

3 入札に関する事項

(1) 本件入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本件入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。4(1)の申請書を提出するまでに、7(3)に掲げる調達システム担当部局に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」といいます。）を行い、登録確認を受けてください。共同企業体で参加しようとする者は、調達システムでの入札は2(3)アの共同企業体協定書に定める代表者が行ってください。

なお、本件入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により参加する場合の利用登録申請については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより4(1)の申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムに係る運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

入札参加希望者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)及び(2)に掲げる書類を平成 28 年 6 月 24 日（金）11 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、技術提案書等を7(6)に掲げる日時、場所及び方法により提出してください。共同企業体で参加しようとする者は、(1)及び(2)については共同企業体の名称により申請し、(1)に2(3)アの共同企業体協定書の写しを添付してください。

落札候補者にあっては、(3)から(5)までの書類を平成 28 年 7 月 26 日（火）15 時までに、7(2)の場所に提出してください。共同企業体で参加しようとする者は、構成員の全てについて(3)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類について説明等をお願いする場合があります。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 3 条第 1 項に定める申請書（第 1 号様式）

(2) 提案書等提出申請書

- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
  - (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し
  - (5) 三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第75条第4項第3号に該当し、契約保証金の免除を希望される場合は、過去3年間に今回の契約金額と同規模程度（又は同規模以上）の契約を締結し履行した実績を示す証明書
- 5 技術提案書の作成について
- (1) 入札説明書（仕様書）に記載の提案書記入要領に基づき作成してください。
  - (2) 提出部数は、11部（正本1部、副本10部）及び電子媒体1部とします。
  - (3) 原稿サイズはA4を基本（A4では収まらない場合は、A3を認めます。）とし、両面使用により頁数は100頁までとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。
  - (4) 目次、ページ及びインデックスを付けてください。
  - (5) 製本の編綴順序は、提案書記載依頼事項及び提案書評価表の評価項目順序のとおりに編綴してください。
  - (6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。
- 6 技術提案書聴取会の実施について
- 入札説明書（仕様書）に記載の提案書評価表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、入札参加希望者は出席をお願いします。
- なお、詳細は7(7)示す日程及び方法により実施します。
- 7 入札手続等に関する事項
- (1) 入札事務担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県総務部管財課資産活用班 担当 南出、佐宗  
電話 059-224-2137 ファクシミリ 059-224-2111
  - (2) 契約条項を示す場所  
(1)に同じです。
  - (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
  - (4) 入札説明書（仕様書）の配布方法  
本公告日から平成28年6月24日（金）11時まで調達システムにより提供します。
  - (5) 入札参加資格確認結果の通知  
平成28年6月30日（木）17時まで通知します。
  - (6) 技術提案書等提出の日時及び場所  
ア 日時 平成28年7月1日（金）から同月6日（水）17時まで  
イ 場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県総務部管財課資産活用班 担当 南出、佐宗  
ウ 方法 提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、(1)に掲げる入札事務担当部局に持参する日時について調整を行ってください。  
また、郵送とする場合は封筒等の外側に「三重県公有財産管理システム再構築・運用保守業務委託提案書等在中」と記載してください。
  - (7) 技術提案書聴取会の実施  
ア 日程は次のとおりです。  
なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。  
日程 平成28年7月14日（木）予定  
イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。

エ 出席者は説明者を含め3名以内とします。出席者にはできるだけプロジェクト参加予定者を含むようにしてください。

(8) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、次のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成28年7月22日（金）15時まで

入札と合わせて提出が必要となる入札金額内訳書は、調達システムの添付機能を使用して提出締切日時までに提出してください。

イ 書面による入札の場合は、入札説明書の入札書と入札金額内訳書を一般書留又は簡易書留により、調達案件を朱書きの上、三重県庁内郵便局留で郵送してください。

提出締切日時 平成28年7月22日（金）15時まで

なお、三重県庁内郵便局へは平成28年7月15日（金）から同月22日（金）15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

宛先 三重県庁内郵便局留

受取人 三重県総務部管財課資産活用班 担当 南出、佐宗

(9) 開札の日時及び場所

日時 平成28年7月22日（金）15時10分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県総務部管財課

※ 入札書を提出された事業者で開札への立ち会いを希望される場合は、事前に(1)に掲げる入札事務担当部局へ連絡をしてください。

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札価格は消費税及び地方消費税（平成28年度は8%とし、平成29年度以降は10%とします。）を含む平成28年度から平成33年度までの6か年の合計額（免税事業者にあつては、契約希望額）としてください。

なお、電子入札システムの入札書提案画面は「税抜価格表示」となっていますので、間違いのないよう税込金額で入札価格を入力してください。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であつて、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札候補者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつ

た者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

## 8 その他

### (1) 入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）がある場合は、以下の質疑提出締切日までに電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者であれば、当該締切日時まで 7(1)に掲げる部局へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、入札情報サービスシステムの入札予定（公告）詳細情報で行います。

質疑提出締切 平成 28 年 6 月 17 日（金）17 時まで

結果回答 平成 28 年 6 月 22 日（水）17 時までに行います。

### (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

### (5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

### (6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

### (7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳正な措置を講じます。

### (8) 本入札にかかる詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

## 9 Summary

### (1) Subject Matter of the Contract :

Rebuilding “the Mie Prefectural Property Management System” and its maintenance duties

### (2) Submission of Proposal

Paper proposals submitted by registered mail must be received at the Managing Authority between, Friday, July 1, 2016 and 5:00 P.M. on Wednesday, July 6, 2016.

### (3) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Friday, July 22, 2016.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Friday, July 15, 2016 and 3:00 P.M. on Friday, July 22, 2016.

### (4) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Friday, July 22, 2016.

### (5) Managing Authority :

Property Management Division, Department of General Affairs, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2137

## 別記 落札候補者決定基準

## 1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する「総合評価方式」を採用します。予定価格の制限の範囲内において入札があった業者を対象に、合計得点の最も高い入札者を落札候補者とします。

## (1) 提案内容の評価

提案内容を公平かつ客観的に評価するため提案内容の評価し、「技術評価点」を与えます。

## (2) 入札価格の評価

入札価格については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する「価格評価点」を与えます。

## (3) 総合評価の方法及び落札者候補者の決定方法

(1)及び(2)で評価した「技術評価点」及び「価格評価点」の合計得点が最も高い者を落札者候補者とします。

なお、合計得点の最も高い者が2つ以上あるとき（同点のとき。）は次の対応とします。

ア 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札者とします。

イ 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が同じ場合

当該入札者間で調達システムを利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定します。

## 2 提案内容の評価

提案内容の評価は、以下の手順で行います。

## (1) 大分類の設定

ア 業務システム : 業務の理解度、基本的な考え方

イ 業務機能 : 実装する機能概要

ウ システム基盤 : 機能を実現するためのシステム構成

エ 設計開発 : 入札者の設計開発能力に係る部分

オ 運用保守 : 入札者の運用保守能力に係る部分

## (2) 大分類配点

「技術評価点」の満点を400点として、次のように点数を配点します。

ア 業務システム : 50点(4項目)

イ 業務機能 : 140点(4項目)

ウ システム基盤 : 50点(4項目)

エ 設計開発 : 120点(7項目)

オ 運用保守 : 40点(2項目)

## (3) 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、1点~7点(4点を加重基準とする)の項目加重点を設定します。

## (4) 項目評価点の考え方

評価項目単位の採点は0~5までの以下の6段階で採点します。

ア 基準点より非常にすぐれた提案内容であれば「5点」とします。

イ 基準点よりややすぐれた提案内容であれば「4点」とします。

ウ 基準点:仕様書で想定している内容であれば「3点」とします。

エ 基準点よりやや劣る提案内容であれば「2点」とします。

オ 基準点より非常に劣る提案内容であれば「1点」とします。

カ 記述のない評価項目であれば「0点」とします。

キ 技術提案書聴取会の内容を踏まえ採点します。

「評価項目点」は、各委員が評価した点数を合計し、委員数で割った平均点とします。

※ 有効数字は小数点以下2桁までを有効とし、小数点以下3桁目で四捨五入します。

## (5) 「技術評価点」の計算

「技術評価点」は、以下の式で求めた調整後項目評価点の合計とします。

調整後項目評価点=項目加重点×項目評価点

## 3 入札価格の評価

「価格評価点」の満点を200点とし、以下の計算式で算出します。

「価格評価点」=200×(1-X/K)

X：入札価格（円）

※ 平成28年度から平成33年度までの年度別価格の総合計が入札価格となります。

K：60,566,850円（評価基準額。入札に当たっての評価のための数値で、予定価格ではありません。）

※ 入札価格及び評価基準額については、全て消費税及び地方消費税を含む金額で計算を行います。

※ 有効数字は、小数点以下2桁までを有効とし、小数点以下3桁目で四捨五入します。

#### 4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者としませんが、下記の要件を満たさない者は落札候補者としません。

- (1) 入札価格が、60,566,850円（評価基準額）を超える場合
- (2) 入札金額内訳書に記載する年度別計（価格）が、以下に示す各年度の金額（年度別支払限度額）を超える場合
  - 平成28年度 44,801,100円（消費税及び地方消費税を含む。）
  - 平成29年度 3,503,500円（消費税及び地方消費税を含む。）
  - 平成30年度 3,503,500円（消費税及び地方消費税を含む。）
  - 平成31年度 3,503,500円（消費税及び地方消費税を含む。）
  - 平成32年度 3,503,500円（消費税及び地方消費税を含む。）
  - 平成33年度 1,751,750円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (3) 技術評価点のうち、個別評価項目において0点がないこと。
- (4) 仕様書において必須とされている機能が全て実現されていること。

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---